

保護者の皆様へ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した児童生徒等が登校できない期間です(出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。)

これらの感染症(別紙参照)の可能性があって欠席させる場合には、授業開始時間前に学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなった児童生徒等を再登校させる際には、以下の「学校感染症による欠席届」を担任へご提出ください。

*病気の状況により医師の証明を提出していただく場合があります。

学校感染症による欠席届

東京都立 西 高等学校長 殿

_____年 _____組 _____番 氏名 _____

下記の疾患等が、____月____日に判明しました。

このため、____月____日から____月____日まで欠席させていましたが、登校させますのでご連絡します。

病 名 : _____

受診した医療機関名 : _____

(または保健所名)

_____年____月____日

保護者名 _____ 印

生徒はこの書類を担任の先生に提出→担任の先生はコピーを取り、原本を保健室に提出

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則の一部改正 令和5年5月8日施行)

	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎(ポリオ)・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群(SARS)・中東呼吸器症候群(MERS)・特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後(発症の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
※ ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。		
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症(第3種の感染症として扱う場合もある) ・感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、サポウイルス、アデノウイルス、O-157など) ・サルモネラ感染症(腸チフス、パラチフスを除く)、カンピロバクター感染症 ・マイコプラズマ感染症・インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症・A型肝炎・溶連菌感染症・B型肝炎 ・伝染性紅斑・伝染性膿痂疹(とびひ)・急性細気管支炎(RSウイルス感染症など)・伝染性軟属腫(水いぼ) ・EBウイルス感染症・アタマジラミ・単純ヘルペス感染症・疥癬・帯状疱疹・手足口病・ヘルパンギーナ ・皮膚真菌症⇒①カンジダ感染症②白癬感染症、特にトングランス感染症	

参考文献「学校において予防すべき感染症の解説」文部科学省